

## 医学物理士認定制度規程

## 規程の新旧対照表

現行	改正
最終改正 2023 年 7 月 15 日	最終改正 2025 年 4 月 1 日
(試験委員会)	(試験委員会)
<p>第 7 条 定款で規定された試験委員会は、次の各号の業務を行う。</p> <p>(1) 試験実施等の公示に関すること</p> <p>(2) 問題作成と採点に関すること</p> <p>(3) 試験実施に関すること</p> <p>(4) 問題の公表に関すること</p> <p>(5) その他、試験に関すること</p>	<p>第 7 条 定款で規定された試験委員会は、次の各号の業務を行う。</p> <p>(1) 試験実施等の公示に関すること</p> <p>(2) 問題作成と採点に関すること</p> <p>(3) 試験実施に関すること</p> <p>(4) 問題の公表に関すること</p> <p>(5) 試験受験者の資格審査に関すること</p> <p>(6) その他、試験に関すること</p>
(受験資格)	(受験資格)
<p>第 9 条 日本医学物理学会の会員（正会員、学生会員）で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>2 特例措置として前項に加え、令和 6 年度までは次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 平成 24 年度までに理工学系学士の学位を取得し、医学における経験年数 3 年以上の者</p> <p>(2) 平成 24 年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数 2 年以上の者</p> <p>(3) 平成 22 年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年</p>	<p>第 9 条 日本医学物理学会の会員（正会員、学生会員）で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(第 2 項を削除)</p>

数 5 年以上の者

- (4) 平成 22 年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数 1 年以上の者

(新規認定)

第 12 条 試験合格後 5 年以内で、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める業績評価点を有し、かつ次の各号のいずれかを満たす者を医学物理士として認定する。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

- (4) 特例措置として前項に加え、令和 6 年度までは次のいずれかを満たす者

1. 平成 24 年度までに理工農薬学士の学位を取得し、医学における経験年数 5 年以上の者

2. 平成 24 年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数 4 年以上の者

3. 平成 22 年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数 7 年以上の者

4. 平成 22 年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数 3 年以上の者

(新規認定)

第 12 条 試験合格後 5 年以内で、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める業績評価点を有し、かつ次の各号のいずれかを満たす者を医学物理士として認定する。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

(第 4 号を削除)

以上